

平成25年度鳥取県農業農村担い手育成機構 事業計画

I 組織運営の方針

1. 組織管理の改革

- ① 平成25年度からは公益法人として、機構の社会的使命を積極的に果たして行く。
- ② 「県の機構改革プラン」については、県が平成25年に前倒して見直すことから、機構自らも積極的に対応する。
ことに平成25年は、国において新しい農政が検討されると見込まれることから、情報の収集に努めるとともに関係団体との連携を強化して対応する。
- ③ 理事長の指揮のもと、各職員が定められた方針に即し、主体的に業務を行うよう、組織規程等の見直しを行う。
- ④ 農業の担い手育成に関して情熱を有し、善意によって協力をしていただくことが可能な者の参画のあり方を引き続き検討する。

2. 組織の運用

- ① 人と農地に関する業務は難易度の高い専門的な業務であることを十分に自覚し、「受持分担一心同体」を合言葉に、チーム制による柔軟な組織運営を行なう。
- ② 職員全員が、担い手育成と農地業務の基礎知識を有する専門スタッフとして、実績を積み上げながら業務を改善する。
- ③ 県、市町村、各農業団体、各円滑化団体等との積極的な連携と役割分担のもとに「強小軍団」として、現場主義で業務を推進する。

II 機構企画調整業務に関すること

企画調整業務費【 予算額 100千円（機構単独）】

- ① 機構独自業務（農地業務や担い手業務）や新規制度（外部評価制度、担い手育成サポート制度等）について企画立案をおこなう。
- ② 農業・農村担い手育成研究大会を、今年度9月に試行する。

Ⅲ 担い手育成に関すること

[記述の●は新規の要素を示している。]

1. 基本的な方針

- ①指導農業士は、優れた技術と経営ノウハウを有し、各地域で農業農村の振興、新規就農者の育成等の面で指導的役割を果たしていることから、機構業務との連携を強化する。
- ②就農相談から各種研修、定着支援を総合的に実施する専門機関として、農業大学校、農業改良普及所、市町村、JA 等との連携と情報共有化に努め、機構がコーディネート機能を担う。
- ③就農開始のための4要素(農地、資本、技術、労働力)のうちの、農地を扱う専門性を特に明確にして、各市町村の再生協議会との連携を強化し、県再生協議会の農地・担い手 PT の事務局を担う。

2. 就農相談活動 【 予算額 機構運営費(農地・担い手業務推進費)へ計上 】

新規就農者の確保・育成のため、就農希望者が円滑に就農できるよう相談窓口を設置し、就農情報や研修機会の情報提供を行う。

(1) 就農啓発相談会の開催

- 就農相談員2名を設置し、就農相談活動を実施する。
視察会への参加、農大や各種研修への参加等の進路を指導
- 後継者の確保を具体的に希望する地域、組織等からの提案に基づき、新規就農者を募る相談会(提案型相談会)を従来型の相談対応に加えて実施する。
 - ・平成25年度は調査研究として試行し、本格実施に向けた課題の明確化を図る。
 - ・モデルとして想定する事案：芝(大山町)、梨(南部町)

	県外		県内		合計		24年度実施
		うち 提案型		うち 提案型		うち 提案型	
相談会開催計画	8回	3回	25回	3回	33回	6回	30回
相談・指導人員見積	150人	50人	200人	30人	350人	80人	350人

(2) プレ視察研修・体験の推進

- ① 就農情報の発信 … ○ 情報誌等への就農情報の掲載及びチラシの作成
○ 就農支援PRパンフレット、新規就農事例集の作成
- ② 農業視察研修会の開催 … 就農希望者を対象に県内農家への日帰農場視察の実施
○ 県委託事業により年3回(東・中・西で各1回)実施

※ 24年度年3回(東・中・西で各1回)実施

[・日帰りでマイクロバス使用 ・1回当たり20名参加 ・3～5農場を視察 ・有料]

○ 機構単独事業により視察研修を実施 ※ 24年度東部地区1回実施

[・東部地区で1回実施 ・JAと連携し有料 ・農業・食に関する体験等を加味]

3. 新規就農者等研修事業

(1) 鳥取へアグリスタート研修事業 【 予算額 69,994 千円 (県 10/10) 】

県内での就農希望者を農業研修生として機構が雇用し、先進農家等を受入先とした技術習得のための実践現地研修を実施することにより、円滑な新規就農者の確保、早期育成を図る。

<平成 25 年4月1日～平成 26 年3月 31 日の研修計画>

研修期		研修生枠	研修期間	H25 年度 研修月数
第5期生	追加研修	5名	H25 年 2 月～H26 年 1 月 (2名)	10ヶ月
			H25 年 2 月～8 月(1名)	5ヶ月
			H25 年 2 月～7 月(2名)	4ヶ月
第6期生	本格研修	20名	H25 年 4 月～H26 年 1 月	10ヶ月
	追加研修	10名	H26 年 2 月～H27 年 1 月(最長)	2ヶ月
第7期生	トライアル研修	20名	H26 年 2 月～3 月	2ヶ月

※ 研修生の就農者数(累計)の見込み

H25 年 2 月 (5 期終了時)	H26 年 2 月 (6 期終了時)	H27 年 2 月 (7 期終了時)
40名	60名	80名

No.	項目	内 容	予算額
1	研修生への手当て	研修生雇用支援事業 <1人当りの事業費> ○本格研修及び追加研修 ア 給 与 115,000 円/月 イ 住居手当等(上限) 33,000 円/月 ウ 労働保険、社会保険 24,343 円/月	56,900 千円 (県 10/10)
2	受入の農場研修指導員の設置	研修指導員設置事業 先進農家等の受入先に「研修指導員」を設置し、農業研修生の農業技術習得のための体制を整える。 受入農場研修指導員への謝金 定額 40,000 円/人/月 ○ 受入農場のリストアップ・情報交換・カリキュラムの標準化を推進する。	12,800 千円 (県 10/10)

3	農大研修の実施	<p>農業大学校サポート研修費助成事業</p> <p>独立して就農、生活していくために必要な知識、ノウハウを得るための集合研修(各受入農場での実践研修の補完)を実施する。</p> <p>○ アグリスタートサポート研修(1泊2日×3回)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>アグリスタート研修生だけでなく、市町村公社が実施する農業研修制度の研修生も参集し実施</p> </div> <p><主なカリキュラム案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地確保の進め方 ・就農計画作成の進め方 ・経営者セミナー(目標とすべき先輩農家による講話) ・サバイバル料理教室 <p>○ 大型農業機械研修(講習:5日間、検定)</p>	294千円 (県10/10)
合 計			69,994千円
4	研修支援員の設置	<p>機構に研修支援員2名を配置し、研修生に寄り添いながら研修生の課題解決を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修受入農家、関係機関との調整 ○ 研修生の課題解決への助言 ○ 研修カリキュラム全体の企画立案等 ○ 集合研修の運営 	機構運営費(農地・担い手業務推進費)へ計上

(2) 鎌、鍬等技能の基礎研修 【予算額 50千円(機構単独)】

○農作業のために必須となる技能の訓練を行う。

- 年2回 (農試・農大・園試・弓浜分場などから選定) ※ 24年度2回実施
 - アグリスタート研修生の他、JAと連携して研修生を募集
 - 技能の例
 - ・ 鎌の研ぎ方・使い方 ・畝立の実習 ・ロープの結び方
 - ・ 草刈機の保守・点検・安全な使い方等

(3) 機構保有地活用就農自立促進研修事業 【予算額 0円(機構単独)】

アグリスタート研修や農大研修を終了し、就農計画の申請・承認を経て、就農しようとする者が、研修が不十分なために不安定な状況にある場合において、機構が農地保有合理化促進事業によって買い入れ又は借り入れしている農地を活用して、新規就農者のために行う実践的な研修。

- 25年度募集人員:5名
 - 実施期間 :協議により決定
 - 実施面積:協議により設定

※ 24年度2名実施

※ 研修期間中に発生する研修経費は機構が立て替えるが、研修終了後、研修生の負担によって精算する為、予算額0円とする。

※ 国補助事業対象分は、農地保有合理化に関する計画書に記載。

4. 就農支援資金貸付事業

(1) 就農支援資金貸付事業 【予算額 5,400 千円(国 2/3、県 1/3)】

認定就農者、認定雇用主に対して就農支援資金(就農研修資金・就農準備資金)の貸付けを行う。

※平成24年度末までの貸付累計額：317,000 千円

区分	就農支援資金	就農準備資金
資金の種類	農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金 授業料、教材費、視察研修旅費など	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金 住居移転費、資格取得費、就農先調査旅費など
貸付対象者	認定就農者、認定雇用主 3名	
利率	無利子	
貸付限度額	農業大学校等 5万円/月 先進農家等(国内外) 15万円/月 指導研修 200万円	200万円

(2) 就農支援資金免除事業 【予算額 9,311 千円(県 10/10)】

平成21年度までに就農支援資金(うち研修資金のみ)を借受け、一定期間就農した者の償還金を猶予及び免除する。

○ 事業対象者 猶予対象者52名、免除対象者49名

区分	支払を猶予する額	対象者(人)	金額(千円)
平成14年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の全額	26	870
平成15年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の8割相当額	17	1,520
平成16年度までに借り受けた研修資金	約定償還金の7割相当額	15	1,386
平成17年度から平成19年度までに借り受けた研修資金	研修目的に使用した経費(宿泊先の確保が必要な場合は、宿泊経費(食事代は除く)を含む。)とし、上限は次のとおりとする。 1 鳥取県就農促進方針第3の4(1)から(3)までにおける研修にあつては、10万円に研修月数を乗じた額を10で除した額 2 改良普及員等による指導研修にあつては、借入額の2分の1の額を10で除した額	15	794

平成20年度から平成21年度までに借り 受けた研修資金	約定償還金の5割相当額	2	60
計		(延べ) 75	4,630

5. 青年就農給付金(準備型)給付業務 【予算額 22,500 千円(国 10/10)】

県が認める研修機関(農地利用集積円滑化団体)又は農大で研修を受ける農業研修生(就農予定が45歳未満に限る)に対し、機構が給付機関として、研修期間中年間150万円を最長2年間給付する。

	人数	金額(千円)
H24 年度給付実績	17 名	24,750
H25 年度給付計画	15 名	22,500

◎青年就農給付金(準備型)の給付要件

《給付額》

150万円／年 [給付期間] 就農前の研修期間(最長2年間)

《給付の対象》

鳥取県が指定する研修機関(農地利用集積円滑化団体)又は鳥取県立農業大学校において、概ね1年以上の研修を受ける者

《給付にあたっての主な要件》

- ①原則として就農予定時の年齢が45歳未満の者
- ②研修終了後1年以内に独立就農、又は農業法人・農家に雇用され、一定期間営農を継続することが確実な者(※)
- ③常勤の雇用契約を締結していないこと(アグリスタート研修生は対象外)
- ④生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複需給でないこと

(※)給付金返還

ア) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合

研修終了後1年以内に独立・自営の営農開始、又は農業法人・農家との常勤雇用契約のいずれも行わなかった場合

イ) 給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しなかった場合

ウ) 適切な研修を行っていない場合

6. 組織活動促進事業

(1) 農村青年会議活動促進事業 【予算額 350 千円(機構単独)】

事業実施主体	農村青年会議等		
事業内容	補助率	上限額	
○ 農業青年のつどいの開催 ○ 研修会の開催	定額	鳥取県農村青年会議連絡協議会	150千円
		地区農村青年会議連絡協議会 (中部農村青年連合・米子地区農村青年会議 連絡協議会)	100千円×2地区

(2) 新規就農者グループ活動促進事業 【予算額 100 千円(機構単独)】

- アグリスタート研修を終了した研修生等、新規に就農した者がグループを形成して、就農後の情報交換や資質の向上を図る活動等に対して、一定の期間、定額の活動費を助成する。

○ 対象グループ	申請に基づいて決定
○ 助成グループ数	年間2グループ
○ 助成の金額	5万円/1グループ
○ その他	会合には原則として機構の職員が出席し、グループ員の状況を把握するとともに、継続的な指導に資するものとする。

<これまでの助成実績>

	助成グループの名称	助成額
H23年度	米子市彦名干拓地営農組合 担い手部会(米子市)	50 千円
H24年度	とっとりふるさと就農舎同窓会(鳥取市)	50 千円
	会見農村青年会議(南部町)	50 千円

(3) 担い手グループとの連絡調整活動 【予算額 50 千円(機構単独)】

- 機構西部支所は、23年度から西部水田経営者会議(20農場)に加入し、機構の実施する農地保有合理化事業の紹介を行うとともに、個別農場の現状やニーズを把握して業務の推進に資することとしている。
- 24年度からは、鳥取県農業法人協会(会長は真栄農産、会員数14法人)に加入して、大規模経営体に対する農地集積等への協力や支援を行うとともに、経営状況やニーズを把握して業務の推進を図っている。
- 25年度には、「アグリスタート研修受入農家のつどい」を東・中・西部で開催し、受入農家とのさらなる連携・協力を進める。

このように、機構職員が多様なグループ活動に参加し、業務を推進するための経費を計上する。

7. 指導農業士との連携事業 **新** 【予算額 50 千円(機構単独)】

<具体的な連携事業>

- 機構職員が県下の指導農業士75名を訪問巡回し、アグリスタート研修生の受入に関する意向、可能性を確認する。
- アグリスタート研修生を地域で支える仕組みづくりに向けて、指導、協力を依頼する。
- 地域農業の後継者、人材育成の観点から、新規参入者への支援と併せ、親元就農支援のあり方、新たな制度化等について助言、提言を求める。
- 農業士連絡協議会の活動助成を実施する(助成額:50 千円)。

8. 小農具等リサイクル活用基礎調査事業 【予算額 50 千円(機構単独)】

- 新規に就農する者にとっては、小農具の確保に多大な経費を必要とするが、一方では廃業する農家には不要となった小農具が多量に保管されている。
- 機構は、農業委員会、農地利用集積円滑化団体、JA等と連携しながら、規模縮小農家を対象として、無償で移譲可能な小農具の種類、数量等を調査・登録することとし、新規就農者の活用を推進する。
- 平成24年度には、鳥取市湖山池周辺地域の畑作営農への転換に伴い、不要となる機械等の情報をアグリスタート研修生・修了生に提供し、動力噴霧器、水稻苗箱等の確保を支援した。
- 平成25年度には、機構が古物商免許を取得し、新規就農者の機械導入支援を開始することに伴い、既存の中古農機マーケットに関する実態調査を実施する。
- 中古機械・施設の状態確認(再利用できる状態であるかどうかの精査、修繕費の見積等)について、JA(農機センター、営農センター等)の協力のもと行う。
 - 実施期間 3年間(23~25年度)
 - 対象市町村 19市町村(6市町村/年)

IV 農地の保有合理化に関すること

1. 基本的な方針

- ① 市町村の地域農業再生協議会の方針を踏まえて、市町村と十分な協議を行い、農業委員会と連携し担い手の育成と農地の利用集積を一体的に支援する。
- ② 国営造成された中海干拓農地の販売及び貸付けを行う事で、遊休農地の発生防止及び再生に寄与し、弓浜地区一帯の農地利活用を支援する。
- ③ 機構改革プランに則して、農地業務の専門機関として、市町村では対応困難な事案を実施する。

2. 農地保有合理化事業

区 分	25 年度 予算額(千円)	24 年度 実施額(千円)
国・県補助	16,444	8,997
全国協会借入資金	36,000	24,747
機構単独借入資金	15,000	14,579

(1) 農用地売買等事業

機構が農地の売買及び賃貸借に介入することによる税制上の優遇措置、農業者年金の優遇措置、賃料の一括前払制度などのメリットを最大限に活用しながら認定農業者への農地の集積を行う。

認定農業者以外の農家であっても、農地の集積を図り規模拡大の意欲のある農家は貴重な担い手であることから、単独事業により農地集積を進める。

また、干拓地未売却地の所有権が県へ移転したことに伴い、県所有干拓農地の売買も合理化事業を活用し円滑に進めるとともに、農家所有干拓農地についても耕作放棄地解消・発生防止のため、新規就農者や大型農家への農地集積を進める。

なお、農地利利用集積円滑化団体は、農地の売買には関与していない。

ア 買入・売渡事業

区 分		予算額 (千円)	備 考
全国協会借入資金	買入	13,000	担い手支援事業
	売渡	8,585	
県信連借入資金	買入	15,000	単独事業
	売渡	16,000	

①担い手支援事業（全国協会の無利息融資資金で対応。）

耕作地がおおむね1ha以上団地形成するよう、認定農業者が売買により農地集積を行う場合の支援。

②単 独 事 業（県信連より農地買入資金を借入れ対応。借入利息は農家負担。）

担い手支援事業に該当しない農家が、売買により農地集積を行う場合の支援。

区 分			件数	面積(ha)	土地代金 (千円)	備 考
担い手支援	買入	25 計画 (24 実施)	15 (13)	7.0 (7.6)	13,000 (24,747)	数値は過去実績を基に積算。 干拓地 5.5ha の買入れを予定。 売渡金額は、買入金額に1%の手数料を 加えた額。
	売渡	25 計画 (24 実施)	10 (9)	2.5 (5.0)	8,585 (16,947)	
単 独	買入	25 計画 (24 実施)	15 (12)	3.0 (2.7)	15,000 (14,579)	数値は過去実績を基に積算。 農地価格は 500 千円/10a 売渡金額は、買入金額に 1%の手数料と 保有期間の利息(1.7%/年)を加えた額。
	売渡	25 計画 (24 実施)	10 (16)	3.0 (5.8)	16,000 (28,393)	
合 計	買入	25 計画 (24 実施)	30 (25)	10.0 (10.3)	28,000 (39,326)	
	売渡	25 計画 (24 実施)	20 (25)	5.5 (10.8)	24,585 (45,340)	

※売渡し先が明確になった事案を取り扱うこととしている。

イ 借入・貸付事業【予算額 13,000 千円(新規の賃借料一括前払金・全国協会資金)】

アグリスタート研修生の農地確保や、広域で営農を行う大規模農家への農地集積、耕作放棄の解消等、特殊事案への対応をベースとして事業を推進するとともに、県所有干拓農地の一時貸付け及び、農家所有干拓農地の貸借にも介在し、干拓地全体の利活用の促進を図る。

①担い手支援事業（賃借料一括前払は全国協会の無利息融資資金で対応。）

耕作地がおおむね 1ha以上団地形成するよう、認定農業者が 6 年以上の貸借により農地集積を行う場合の支援。

②単 独 事 業

担い手支援事業に該当しない場合で、機構の事業介入が必要な場合に実施。

支払方法	区分	件 数		面積 (ha)	賃 借 料 (千円)	備 考	
		借入	貸付				
担い手支援事業	一括前払	25 計画 下段は内新規分 (24 実施・ 賃借料は年額) (下段は内新規分)	26 10 (17) (1)	39 5 (34) (1)	147.5 55.0 (144.9) (0.3)	4,685 1,300 (4,595) (1,692)	日南町畜産団地で実施。 一括前払賃料 13,000 千円 担い手農家が毎年支払う借地料を、初年度に機構が一括して出し手に前払いする。
	年 払	25 計画 (24 実施)	375 (306)	173 (144)	200.2 (198.5)	13,316 (11,388)	広域で農地集積を行う岡野農場の支援。(新規案件 14ha を予定)
単独事業	年 払	25 計画 (24 実施)	73 (45)	44 (35)	44.5 (36.9)	2,412 (2,546)	アグリスタート研修生に対する農地確保を支援。 干拓地内農地の円滑な権利移動を支援。
	年払の合計	25 計画 (24 実施)	448 (351)	217 (179)	244.7 (235.4)	15,728 (13,934)	
	総 計	25 計画 24 実施	474 (368)	256 (213)	392.2 (380.3)	20,413 (18,529)	

- 受け手の担い手農家は、多数の地権者へ支払う賃借料を機構に一元化し、支払い手続きを機構が行う事で大幅な事務の負担軽減となる。

(2) 業務費 【予算額 15,259 千円(国庫事業 8,405 千円、単県事業 6,854 千円)】

① 農地利用集積円滑化団体は、農業委員会と異なり系統組織がないことから、機構が中心となって農地利用集積円滑化団体の育成を推進する。また、各市町村の農地利用集積円滑化団体と、農地業務の役割分担を明確にして事業を実施する。

- 各市町村農地利用集積円滑化団体担当者全体研修を 5 月に県農業再生協議会と共同開催し、新任担当者等のスキルアップを図る。(1 回)
- 県農業再生協議会の農地・担い手PTでの課題解決を推進する。(随時)
(県・JA中央会・農業会議・機構)

② 農地等の売買、賃貸の手続きは、登記費用、諸税や手数料等の事務費について、国・県の補助を受け事業を実施する。

③ 農地保有合理化事業のうち、国事業の対象にならない経費について、改革プランに基づき県単独の助成を受け事業を実施する。

職員人件費及び事務費

区 分	内 容	金 額(千円)	備 考
① 連携強化活動費	国・県の補助を受け、農地利用集積円滑化団体との連携強化を行う経費 (職員7名分の人件費)	4,115	国 6/10、県 4/10
② 事務費	農地の売買及び賃借の手続きに必要な事務費	4,290	国 6/10、県 4/10
③ 単県事業業務費	国事業で負担できないものについて 単県で助成される業務費	6,854	県 10
合計		15,259	

(3) 大型経営担い手強化支援事業

農作業受託料金融資事業【予算額 農作業受託料融資事業 10,000 千円(全国協会資金)】

経営規模の拡大と資本整備の強化を図るため、認定農業者等が現に耕作する農地と併せて 1ha以上団地化し基幹的3作業を新たに受託する場合、受託料相当額の最大5年分を無利子で貸し付ける。

区 分	件数	面積(ha)	貸付金額(千円)	備 考
25 計画	1	7.1	10,000	大規模農業法人を支援予定。 (全国協会無利息融資)
(24 実施)	(0)	(0.0)	(0)	

(4) 農地継承円滑化事業【予算額 1,185 千円(国 1/2、生産物収入を差引いた残額を県が助成)】

ア制度の目的

機構が農地売買等事業により借入れ又は買入れた農地を活用して、アグリスタート研修生の実践的な研修を行い、研修生の就農と自立を支援する。

イ制度の内容

- i) アグリ研修生が研修後に就農を予定する農地をあらかじめ機構が中間保有し、研修生は機構の従業員として当該農地を利用し実践研修を実施する。
- ii) 実践研修に必要な種苗代、薬剤費、肥料費、施設・機械の借入料、労賃等の生産経費は機構が負担する。
- iii) 実践研修の生産物は機構が販売し、かかった生産経費から販売収入を差し引いた額が赤字となった場合に、国と県より助成を受ける。(助成対象期間2年以内)
 - 研修生の賃金は必ず支払われる。
 - 赤字は補填され黒字になった場合は研修生に支払う。

ウ 25 年度実施計画

- i) H24 年は機構が賃貸借で中間保有した彦名干拓地及び既耕地 36a で、アグリ 4 期生 1 名が白ネギを、北栄町妻波の 10a でアグリ 5 期生 1 名がブロッコリーの実践研修を実施。
- ii) H25 年は H24 年のアグリ 5 期生 2 年目の助成と、新規分としてアグリ 6 期生 1 名(25 年 9 月から)の実践研修助成を計画。

区分	研修生	作目・面積 (a)	生産費 (千円)		生産物収入 (千円)	国助成金額 (千円)	県助成額 (千円)
24 実施	木本 4 期生	春ねぎ 16a、 夏ねぎ 10a、 秋冬ねぎ 20a	資材費等	546	1,011	294	0
			機械等リース料				
			労賃	759			
	木本 4 期生分計			1,305	1,011	294	0
	長谷川 5 期生	ブロッコリー	資材費等	119	122	0	0
機械等リース料			3				
長谷川 5 期生分計			122	122	0	0	
24 年度実施合計			1,427	1,133	294	0	
25 計画	長谷川 5 期生	スイカ 10a	資材費等	199.3	328.9	28.9	0
			機械等リース料	126.4			
			作業委託料	6.0			
			労賃	26.1			
	長谷川 5 期生分計			357.8	328.9	28.9	0
6 期生 1 名	春ねぎ 20a、 夏ねぎ 10a、 秋冬ねぎ 10a	資材費等	761.4	0	578.1	578.1	
		機械等リース料	342.8				
		作業委託料	25.6				
		労賃	26.4				
6 期生 1 名分計			1,156.2	0	578.1	578.1	
25 年度実践研修計画合計			1,514.0	328.9	607.0	578.1	

IV 中海干拓農地に関すること

1. 基本的な方針

- ① 平成 24 年 8 月に干拓地の未売地 24.8ha の所有権を県へ移転したことに伴い、干拓地内の農地の権利移動については、機構の行う農地保有合理化事業を活用することとして、県、米子市、境港市と合意しており、この方針に基づいて業務を行う。
- ② 平成 25 年度は、弓浜工区の未売地の売却と貸付の公募を昨年より早めに取り組む予定になっている。
彦名工区については、平成 25 年度は排水工事に協力することとし、売却は平成 26 年度からの予定となっている。
- ③ 両干拓地内の農家の世代交代に伴い、廃業する農家が増加し耕作放棄地の増加も懸念されていることから、干拓地内の一般の農地売買、貸し借りについても、担い手育成機構が新就農者や大型農家の育成の観点で介在し、農地の権利移動の円滑化に資することとする。
- ④ このため、機構職員は培っている人的信頼関係を基礎として、営農組合、JA、両市、普及所などの関係機関との連絡を充実強化し、情報の収集に努めることとする。

2. 県有農地の維持管理(委託) 【 予算額 4,616 千円 (県 10/10) 】

○県有農地の維持管理を県より委託を受けて行う。

区分	内容	金額(千円)	備考
県有農地管理費	県有農地 24.5ha の管理費 (0.55 人分) 草刈り等	3,931	県 10/10 機構活動費 2,265 千円 草刈り等 1,666 千円
農地再生補完整備費	新規参入者に対する小規模 な修繕・補修費	685	県 10/10
合計		4,616	

3. 販売・利用促進対策(補助) 【 予算額 6,790 千円 (県 10/10) 】

○干拓農地の利活用(貸付・売渡)促進を図り、干拓地営農の再生を図る。

区 分	内 容	金額(千円)	備 考
利活用促進活動費	機構活動費(1.75 人分)と 総務関係業務費 (0.3 人分)	6,490	県 10/10 機構活動費 5,313 千円 総務関係 業務費 1,177 千円
PR資料作成費	売り出し等PRのためのパン フレット作成	300	県 10/10
合 計		6,790	

4. 県有干拓農地の売渡し 【 予算額は合理化事業へ計上 】

区 分	平成24年度(実績)		平成25年度(計画)		平成26年度(計画)	
	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)	筆数	面積(ha)
彦名工区	排水改良工事(調査・試験)		排水改良工事		—	—
弓浜工区	1	0.3	1	0.3	1	0.3

- ① 平成24年8月に機構の保有する干拓農地 24.8ha(弓浜工区 13.3ha、彦名工区 11.5ha)を県に売渡し、機構は農地保有合理化事業により、実勢価格による県有干拓農地の売渡・賃貸借を開始した。
- ② 弓浜工区について、平成24年 10 月から売渡しの公募を行ったところ、2名の申し込みがあり、1名に3区画の売渡しが決定し、24年1月に1区画(0.3ha)を売渡した。25年度は引き続き1区画の売渡しを行う。
- ③ 彦名工区は、県が行う排水改良工事が完了する平成26年度以降の販売開始とする。
- ④ 干拓地の耕作農家より、10・11月の売買・貸借の公募では、次年度の作付けに間に合わないという苦情があり、それに応え平成25年度は公募広告を早め6月に開始する。

【 平成 25 年度弓浜干拓地売買・賃貸借スケジュール(案) 】

時 期	内 容
H25年6月	公募広報の開始
7月上旬	売買・賃貸借を同時公募
7月下旬	中海干拓地売買・貸付審査会
8月	売買・賃貸借予定者へ承認・結果の通知
10月	県より機構へ所有権移転、利用権設定の申出
11月	境港市へ農用地利用集積計画書を提出
12月上旬	農業委員会定例会で審議
12月中旬	境港市の公告(契約成立)

5. 県有干拓農地の貸付け【 予算額は合理化事業へ計上 】

区分	県保有地 面積(ha)	一時貸付		備考
		件数	面積(ha)	
弓浜工区	13.0	8	12.3	県保有地の95%貸付
彦名工区	11.5	8	5.4	県保有地の47%貸付
合計	24.5	16	17.7	

- ① 引続き、一時貸付けを実施しながら、利活用の促進を図る。
- ② 荒廃農地化を防ぐため除草等の維持管理に努める。25年度も24年度と同様に、雑草の生育状況に柔軟に対応できるよう、年4回の除草作業を一括契約する。

6. 売却済干拓農地の農地保有合理化事業【 予算額は合理化事業へ計上 】

(1) 売買

- ① 平成25年度は、弓浜・彦名両工区干拓地内の荒廃農地(弓浜工区 1.5ha、彦名工区 4.0ha)について、機構が買入れ、耕作放棄地再生対策事業を活用し、耕作可能な農地に再生させ、農家等へ売渡しを実施する。

区分	件数	買入面積(ha)	適用
弓浜工区	2	1.5	耕作放棄地対策事業により農地を再生
彦名工区	2	4.0	耕作放棄地対策事業により農地を再生
合計	4	5.5	

- ② また、一般の売渡済み農地の貸し借り、売買について、地権者や、規模拡大希望農家のニーズの把握を行いながら、担い手農家への農地の流動化を積極的に推進する。

(2) 賃貸借

- 荒廃化した干拓農地の所有者を訪問し、農地保有合理化事業を活用し貸付けすることを勧める。また新規就農者や大型農家へ農地需要の聞き取り等を実施し、干拓農地の利活用を支援する。

区分	対象筆数/ 対象面積(ha)	平成25年度貸借計画		備考
		筆数	面積(ha)	
彦名工区	33筆/9.9ha	5	1.5	
弓浜工区	32筆/9.6ha	5	1.5	
合計	65筆/19.5ha	10	3.0	

※ 対象筆数と対象面積は、平成24年11月に県西部農林局主催で行われた、干拓地利用状況調査で荒廃農地としてカウントされた農地。

平成25年度売渡し・貸付けスケジュール(中海干拓農地)

H25.3現在

工区	項目	24年度			25年度			26年度			27年度				
		10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
彦名	A=2.7ha 【工事関係】 暫定ため池				暫定ため池 復旧農地	暫定ため池 試験耕作	土地の鑑定評価 ①暫定ため池復旧 農地2.7ha ②未売渡農地 11.5ha								
	【工事関係】 農地排水改良				農地排水改良工事										
	A=11.5ha 売渡し						6月 現借受者 へ購入打診	7月 公募	(未売渡+ため池復旧農地)			6月 現借受者 へ購入打診	7月 公募	(未売渡+ため池復旧農地)	
	貸付け				H25.4~26.3貸付 A=5.4ha			7月 公募	(未売渡+ため池復旧農地)			7月 公募	(未売渡+ため池復旧農地)		
弓浜	A=5.1ha 【工事関係】 暫定ため池				暫定ため池 復旧農地	土地の鑑定評価 ①暫定ため池復旧 農地5.1ha ②未売渡農地									
	A=13.0ha 売渡し						9月 現借受者へ購入打診	10月 公募				6月 現借受者 へ購入打診	7月 公募	(未売渡+ため池復旧農地)	
	貸付け				H25.1~12貸付 A=12.0ha H25.1~3貸借 A=0.3ha			7月 公募				7月 公募	(未売渡+ため池復旧農地)		

【スケジュール前倒し】
・ H25年度(弓浜工区)は、農家の営農を考慮し、売渡・貸付公募を7月に同時に実施。
【申込書類の簡素化】
・ 農家の手間を考慮し、添付書類を最小限のものとする。